

令和7年第1回

駒ヶ根市農業委員会

総会議録

令和7年1月27日

## 駒ヶ根市農業委員会総会

### ○ 会議の場所

駒ヶ根市役所本庁舎 2階 大会議室

### ○ 出席した委員 (19名)

1番 森 武雄	8番 滝沢 久美子	15番 堀澤 務
2番 中嶋 隆	9番 小松原 博	16番 伊藤 宏美
3番 木下 亜紀	10番 塩木 操	17番 河上 邦和
4番 小松原 ひとみ	11番 上田 佳子	18番 吉瀬 久司
5番 倉田 益式	12番 春日 知也	19番 氷賀澤 道雄
6番 小松 伸治	13番 北澤 満	
7番 田村 晴男	14番 宮澤 秀一	

### ○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (6名)

20番 小平 裕一	22番 小池 政幸	24番 菅沼 佳彦
21番 小原 正隆	23番 山崎 幸夫	25番 白川 真武

### ○ 欠席した委員 (0名)

### ○ 事務局職員出席者

事務局長	入谷 吉博
次 長	山本 孝浩
主 任	竹村 直人
主 査	高坂 貴和

### ○ 議事日程

日程第1 会議録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）

議案第4号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）

議案第5号 農用地利用集積計画の策定について（売買）

報告事項 農地法第2条第1項の規定による「農地」に該当するか否かの判断について（変更分）

駒ヶ根市農業委員会総会規則第15条の規定によりここに署名する。

会長

会議録署名人 17番 (河上)

会議録署名人 18番 (吉瀬)

開会 令和7年1月27日 午後3時00分  
局長 (入谷 吉博君)

それでは、皆様、お忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。新年になってから初めての会議となりますので、改めまして、新年おめでとうございます。本年も引き続き御指導いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和7年第1回農業委員会総会及び協議会を開会させていただきます。

まず初めに氣賀澤会長より御挨拶をお願いいたします。

会長 (氣賀澤 道雄君)

改めまして、皆様、こんにちは。(一同「こんにちは」)

また、新年明けまして、本年もよろしくお願ひいたします。

世の中では物価が上がったということをよく言われまして、キャベツが1,000円になったとか、いろいろ言つていて、冬になりましたので、私はほとんど家にいて、スーパーにも行かずにいたんで、いわゆる物価の上昇についてはあまり自覚していなかつたんですが、皆さんも御存じのように、昭和伊南総合病院の移転が物価上昇のため100億円ぐらい余計にかかるということで2年先送りになり、それだけではないんですが、やはり新宮川岸のほうも同じような影響で2年先送りになり、駒ヶ根市だけかと思っていましたら、上伊那高校再編のほうも諸物価が関係してきて2年先送りになるというような記事を読みまして、ああ、やはり世の中は物価が上がっているんだなという実感しております。

また、農業のほうを見ますと、先日、新聞に出ていたんですが、食料・農業・農村基本計画っていうのが出たらしいんですが、それを見ますと、生産量の増加とか、スマート農業の推進とか、いろいろいっぱいあるんですけども、いわゆる生産物の価格について、それから農業経営についての項目が何もないんで、何を考えているのかなっていうところが現状です。

それと、25日の新聞に出ていて、今朝もニュースでやっていましたけれども、米の相対取引価格が新聞に出ていた価格ですと今は2万3,000円ぐらいですか、ということで、政府のほうで備蓄米を市場に出すということで、法律を変える——どうも今まで生産量が減ったら備蓄米を流すっていう立てつけになっていたみたいなんですが、それをやめて、今日のような価格高騰になつてきたら、また品薄になつたら備蓄米を出すというような法律改正をしようというような流れになつてゐるみたいです。

米農家としましたら、昨年はお米の値段が上がってほつとしているところに、政府としたらそれを減らそうとする、また元の米価に戻るという動きが出てき

ているんで、そこら辺のところは、ちょっと政府は考えてもらいたいなというようなことを考えています。一農民のところで言つてもなかなか政治のほうへ反映するわけではないんですけども、またそこら辺のところにも注目しながらこの一年をやっていきたいと思います。

一年、よろしくお願ひいたします。

簡単ですが、挨拶とさせていただきます。

局長

ありがとうございました。

それでは、続きまして会議前の一言と農業委員会憲章の朗読でございます。今回は順番で18番 吉瀬久司委員にお願ひいたします。

18番

(吉瀬 久司君)

それでは一言ということですが、先ほどの挨拶にもありましたけど、本年もよろしくお願ひいたします。

最近感じていることを二つ三つ、ちょっとお話しさせていただけたらなと思うんですが、近年はつなぐとか続けるっていうことが非常に難しい時代になってきたなと思って、行事とか、イベントとか、また我々で言えば農業、また1つの家庭でもそうですが、非常に続けるとかつながるっていうことが難しい時代かなっていうふうに思っております。

また、物事の見方といいますか、考え方も随分と変わってきまして、昔的一般的な考え方、常識っていうものがちょっと通用しない部分も幾つか出てきたんじゃないかなって思っています。そんな中でも、変わらなきやいけないものは変わらなきやいけないですし、変えてはいけないところは変えちゃいけないんじゃないかなっていうふうに思っています。

その中で、社会のバランスっていうのが非常に崩れていくかなと思いまして、私、個人的には、ちょっと変なふうに変わってきたんじゃないかなっていうふうに思っています。

困ったときは原点に戻るということが昔からよく言われていますけれども、その点だけは私も見失わないようにしていきたいと思っております。

最後になりますけれども、先ほど会長さんからお話がありましたけれども、農産物の価格が最近は異常に高騰しております、値段が上がることは、それはそれで結構なんですが、そこに携わる、何か僕らから見えないところ、マネーチームなんじゃないかなっていうふうにちょっと思っていまして、せっかく私どもが一生懸命作った農産物ですんで、適正価格で消費者のほうに届いたらいいなと思っています。

以上でございます。

それでは駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませていただきますので、続いて

御唱和をお願いします。

〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕（一同起立）

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕（一同着席）

局長 (入谷 吉博君)  
ありがとうございました。  
それでは、以後の議事進行につきましては氣賀澤会長にお願いをいたします。

会長 (氣賀澤 道雄君)  
それでは、これより令和7年1月6日付、告示第2号をもって招集しました令和7年第1回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

農業委員定数19名、ただいまの出席委員数18名、法第27条第3項の規定により本会議は成立しております。

24番 菅沼佳彦推進委員につきましては、出席予定であります、今のところ来られておりません。遅れて来られると思いますので、御承知おきください。お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第1 会議録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は総会規則第15条第2項の規定により議長において17番 河上邦和委員、18番 吉瀬久司委員を指名いたします。

日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主任 (竹村 直人君)  
それでは議案書1ページをお開きください。

農地法第3条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計3件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては2ページ左側を御覧ください。

3-1で表示した場所になります。

北割2区、[REDACTED]の西2筆、計229m<sup>2</sup>になります。

1ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は移住するに当たり新たに耕作を行うため当地を取得したい、譲渡人は農地の管理が困難となつたため譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

続いて 2 件目でございます。

場所につきましては 2 ページ右側と 3 ページ左側を御覧ください。

3-2-1、3-2-2 で表示した場所になります。

下平区、[REDACTED] の南 2 筆、[REDACTED]

[REDACTED] の東 2 筆、計 4 筆 9,436 m<sup>2</sup> になります。

1 ページにお戻りください。

契約内容でございますが、贈与。

理由でございますが、譲受人は家族が所有する農地の経営を行うため当地を取得したい、譲渡人は高齢となり農地の管理が困難なため譲受人の要請に応じるというものです。

許可基準でございますが、法第 3 条第 2 項に適合してございます。

続いて 3 件目でございます。

場所につきましては 3 ページ右側を御覧ください。

3-3 で表示した場所になります。

下平区、[REDACTED] の北 1 筆 454 m<sup>2</sup> になります。

1 ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は新たに農業経営を行うため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものです。

許可基準でございますが、法第 3 条第 2 項に適合してございます。

以上 3 件につきまして御審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長

(氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

それでは地元委員の補足説明をお願いします。

10番

(塩木 操君)

1 番ですが、この土地は以前にも出た空き家に付随した土地です。

譲受人が [REDACTED] から移住してくるのに農地のついた空き家を探していたみたいでして、家庭菜園で自分で野菜を作って食べたいという希望があってこの場所を選んだということです。

それで、地形的に見ても、空き家の隣の農地で、お隣の農地は田んぼで、田んぼとの境には土手があるので、そこで多少荒れた耕作をしても周りには影響がないような条件のところで、移住してくる本人にも行き会って話をしましたが、やる気十分で、耕運機を買ってやるということで、特に問題なしと判断しました。

以上です。

14番 (宮澤 秀一君)

それでは、2番3番を合わせて御説明をさせていただきたいと思います。

まず2番につきましては、議案書にも書かれておりますように、譲渡人は高齢により農地の管理が困難なため譲受人である同居の子に農業経営を移譲したいというものであり、譲受人も兼業ではあるけれども農業経営に意欲を持っております。特に問題はなく、後継者として期待をいたしたいというふうに意見を書いてございます。

それから、3番でございますが、位置図を見ていただきますと、3-3の黒く塗り潰された当該地の■が譲受人の家でございます。譲受人はこちらの家を購入して住んでおるわけですけれども、さらにその南のおうちが譲渡人のうちであります。住宅敷地に隣接する当地で野菜を栽培したいということで、農地として利用する所有権移転であり、周辺農地への影響はないというふうに判断をいたしました。

ただ、今まで農地を持っておらず、これから管理を始めるということを踏まえて、2つの留意事項をお願いしてございます。適正な耕作をお願いするとともに、周辺農地、宅地、道路及び水路に支障のないように管理をお願いしたい。それから、もう一つは、駒ヶ根土地改良区の管理区域であるので同土地改良区の規約等を遵守いただくとともに、同土地改良区の依頼等には御協力をいただきたいということで意見をしてございます。

以上です。

会長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、議案第1号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任 (竹村 直人君)

それでは議案書 4 ページをお開きください。

農地法第 5 条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計 4 件でございます。

まず 1 件目でございますが、場所につきましては 5 ページ左側を御覧ください。

5-1 で表示した場所になります。

福岡区、[REDACTED] の東 1 筆 500 m<sup>2</sup> になります。

4 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は現在借家住まいであるが、独り暮らしの母のケアをしたいと考えております、実家の近隣で住宅を建てるために土地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和 6 年 11 月 8 日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては消極的 2 種、不許可の例外として集落接続で見ております。

続いて 2 件目でございます。

場所につきましては 5 ページ右側を御覧ください。

5-2 で表示した場所になります。

小町屋区、[REDACTED] の西 3 筆、計 1,782.58 m<sup>2</sup> になります。

4 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、太陽光発電施設。

理由でございますが、譲受人は県内で発電事業を営んでいたが発電設備の建設により太陽光発電事業を行うため当地を取得したい、譲渡人は現在市外在住であり農地の管理ができないため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、第 1 種低層住居専用地域となっております。

農地区分につきましては 3 種で見ております。

続いて 3 件目でございます。

場所につきましては 6 ページ左側を御覧ください。

5-3 で表示した場所になります。

町 2 区の 1 筆 1,963 m<sup>2</sup> になります。

4 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、駐車場用地及び資材置場。

理由でございますが、譲受人は資材置場及び駐車場とするため現在所有している敷地と近い当地を取得したい、譲渡人は所有する農地の管理が困難となつたため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域内、農用地区域外となっております。

農地区分につきましては消極的 2 種、不許可の例外として非代替性で見ております。

続いて 4 件目でございます。

場所につきましては 6 ページ右側を御覧ください。

5—4 で表示した場所になります。

中沢区、[REDACTED] の南 1 筆 485 m<sup>2</sup> になります。

4 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、借受人は現在居住している住居の老朽化に伴い新居を建てるため当地を取得したい、貸付人は所有する農地の管理が困難なため借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和 6 年 11 月 8 日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては消極的 2 種、不許可の例外として非代替性で見ております。

以上 4 件につきまして御審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

それでは地元委員の補足説明をお願いします。

17番 (河上 邦和君)

1 番ですけれども、1 月 7 日に上田委員とともに現地を確認に行ってまいりました。

この土地なんですけれども、譲渡人はお兄さんで、譲り受けるほうは弟っていうことで、兄弟です。お兄さんのほうは [REDACTED] に家があって住んでいるということで、弟のほうは駒ヶ根市のアパートに在住で、この場所の草刈りをしたり、母親の面倒も見たりしているということあります。

それで、ここは、もう何十年も前――20 年くらい前になると思うけど、ずっと果樹園だったんですけども、果樹園の木はおじいさんが亡くなったときにもうみんな切っちゃって、ただの牧草地帯みたいになっております。

それで、位置図を見ると平らなんですかね、黒塗りのところから下に向かって斜面になっていて、傾斜しているんですよね。うんと下で、大体、平屋

建ての1軒分くらいの高低差があります。ですから、私が見たところ、何か、上側と下側はトラクターとかが入れそうだけれども、途中は結構急斜面で、トラクターで作業するとひっくり返りそうな感じであります。なんで、農地としてはあまり活用できにくい場所だと思っております。

一応この場所の西側は畠になっていますけれども、ここは独り暮らしのおばあさんの畠で、草ぼうぼうになってしまっており、ここに家を建ててもいいという了承は得ているそうです。

あと、周囲には水路等は何もなく、雨水は浸透ます、それで汚水は農業集落排水に接続となるようです。

というわけで、特に問題ないと思うんですけども、一応、斜面であり、今後も土砂等の流出がないように、草刈り等、引き続き十分管理を行ってくださいと伝えておきました。

以上です。

12番 (春日 知也君)

2番です。

この案件は、昨年秋、当時、何か月かけて業者さんと話をしながら進んできた案件です。

それで、譲渡人は [REDACTED]、[REDACTED] の交差点のところ、[REDACTED] のあるところですけれども、あそこの東を御自宅に持つ果樹農家でいらっしゃって、自宅周辺のところと、あとは飛び地のようにしてこちらも持っていましたというわけです。

それで、譲渡人のお父さんが数年前に亡くなられて、その後、どなたか相対で買った方もいらっしゃったようですが、うまく続かずに、ちょっと荒れた状態になっていました。

それで、譲受人の会社から無差別に配られた太陽光発電にしませんかっていうはがきを受け取って案件が動き始めたというものです。

それで、小池委員も同席の上、地主さん、あとは業者さんと私と4人で面談をしまして、一旦、どなたか農地として使う方がいらっしゃらないかどうかを探すステップを踏ませてくださいということにして、そのステップを踏んだわけですけれども、借りて耕作するのならいいよという話がなかったわけではないんですが、譲渡人のほうは、もうちょっといろいろあるから売却したいという意向が強くて、賃貸の話がまとまりませんで、結果としては今回の譲渡人のところに5条で転用されていくということになった次第です。

この開発計画の説明があったときにパネルの下は防草シートではなくて草刈りをしますというお話をしたので、このあたりでは大体7月から9月くらいまでは月に2回くらいは畦畔などの草を刈りますので、月に2回は草を刈る

ということをお約束くださいということで意見書に書いた次第ですので、そちら辺のところは事務局でそうなっているかどうかを後で教えていただければと思っております。

以上です。

22番 (小池 政幸君)

3番ですが、位置図を見てもらうと、ここは [REDACTED] のすぐ北に当たる場所です。

小松委員と現地の確認をしてまいりました。

それで、譲渡人は下平で大きな農家をやっていまして、この土地は譲渡人が親から譲り受けた土地で、ここを譲り受けてからは、自分のところではできないんではほかの人に耕作してもらうということで貸していた土地です。

それで、契約が昨年末に切れるということで、譲渡人はこの土地の管理ができるないっていうことがありますので売りたいということで、[REDACTED] が近くで、[REDACTED] から話があったわけなんですが、譲渡することにしたいという内容です。

現地を見たんですが、ここを資材置場と駐車場にするということです。周りの農地は、すぐ北側、道の北に [REDACTED] を作っているところがあるんですけど、そのほかに大きな農地はないところです。

それで、駐車場、資材置場ということですので、大きな建物等は建ちませんので、特に周りの家等に問題が出るというような状態じゃありません。

それと、雨水は地下浸透ということです。

あと、もう一点、この飛び出た南側部分は傾斜地になっておりまして、ここは草がたくさん生えているところなんですけど、ここについては定期的に草を刈って管理してくれるということですので、大きな問題はないなということで判断しました。

以上です。

24番 (菅沼 佳彦君)

4番ですけれども、現地は [REDACTED] で、菅沼の [REDACTED] になります。現地から 300m ぐらい行くと [REDACTED] があるところです。

それで、現地は道路から 10m ぐらい上の擁壁の上になるのところで、南側一位置図だと下が宅地、それから道路が東側と北側にあり——道路と言っても車が 1 台通れるくらいの狭い道路なんですけれども——西側には細長い畠があります。幅が 3m くらいの細長い畠です。

そういうことで、ここに住宅を建てるということなんですけれども、雨水は地下浸透で敷地内処理という計画で、畠や住宅、それぞれ隣地には説明済みということで、耕作にも特別問題がないので、許可でよいのではないかと思いま

す。

それで、現在住まわれているのが道路を挟んで右上、この小さい四角のところが現在の宅地になります。道路を挟んで、現在の宅地のところがレッドゾーンになっていまして、土砂災害特別警戒区域ということで、今度建てるところもイエローゾーンなんですけれども、レッドゾーンに建てるには非常に構造上ハードルが高いということがありまして、できればここに家を建て替えたいということです。

譲渡人と譲受人ですけれども、名義は奥さんの名義になっています。それで、旦那さんが借りるという形で住宅を建てるということなんて、譲受人と譲渡人の関係は夫婦ということで、契約内容もこういう形になっています。

特別問題はないかと思います。

会長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、議案第2号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第3号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）  
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主査 (高坂 貴和君)

それでは議案書7ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について（貸借）を御説明し、御提案とさせていただきます。

まず公告年月日でございますが、令和7年1月31日でございます。

期間終期別の細目につきましては御覧いただきまして、田んぼが2万9,736m<sup>2</sup>、計2万9,736m<sup>2</sup>でございます。

貸手が7、借手が6です。

(2)番 (3)番の表につきましてはお目通しいただき、8ページ～9ページに詳細が載っております。

貸借の内訳等でございますが、「権利の種類（備考）」の欄に記載しておりますので、御確認をお願いします。

以上、御審議をお願いします。

会長 (氣賀澤 道雄君)

ただいまの説明に加えまして委員の方から何か付け加えがあればお願ひします。——ないようですので、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、議案第3号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第3号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

ここで議案第4号の審議に入る前に申し上げます。

農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限規定により、10番 塩木操委員、18番 吉瀬久司委員及び21番 小原正隆委員は自己等に関する事項について議事に参与できませんので、審議が終了するまで一時退席を求めます。

〔10番 塩木操君・18番 吉瀬久司君・21番 小原正隆君 退場〕

会長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、

議案第4号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）を議題といたします。

会長 (氣賀澤 道雄君)

提案理由の説明を求めます。

主査 (高坂 貴和君)

議案書10ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）を御説明し、御提案とさせていただきます。

農用地利用集積計画総括表を御覧ください。

公告年月日でございますが、令和7年1月31日でございます。

期間の終期でございますが、5年が田22万3,534m<sup>2</sup>、10年が田4万813m<sup>2</sup>、合計26万4,347m<sup>2</sup>でございます。

貸手が57、借手は長野県農業開発公社のため1となります。

11 ページ～36 ページが利用権設定各筆の明細となっております。

貸借の内訳ですが、36 ページの下を御覧ください。

100 番台が新規の筆、2000 番台が J A 円滑化から農地中間管理事業への移行の筆、3000 番台が市の利用権から農地中間管理事業への移行の筆となっております。

57 名の土地所有者が長野県農業開発公社に合計で 130 筆を貸し付けるということになっております。

長野県農業開発公社が権利設定後、農地中間管理事業貸借にある扱い手へ記載の内容で貸付け予定でございます。

権利の種類につきましてはそれぞれ御覧ください。

以上について御審議をお願いします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ただいまの説明に委員の皆さんの立場から補足説明等があればお願ひいたします。

それにあわせまして、ちょっと時間を取りますので確認をお願いいたします。

[各自黙読]

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

14 番 (宮澤 秀一君)

ちょっと私の勘違いかもしれません、議案第 1 号、3 条の規定の 2 番の ■■■ さんでございますが、■■■ さんへの権利移譲が可決されましたので、14 ページの 2009 番、2010 番については ■■■ さんでよろしいのかどうか、■■■ さんが正解じゃないかと思いますが、事務局のほうでちょっと確認をいただければと思います。

主 査 (高坂 貴和君)

農地中間管理事業のほうに資料を出すときに登記簿をつけるんですけど、多分その時点での名義人は ■■■ になっていたので、契約の書類を交わすのは ■■■ でやっているんですけども、変更があるとなると、ちょっとこれは確認しないなんですが、その後の動きっていうのがまだ分からぬところであります。

この方は土地所有者——名義人というお話ではないですか。土地所有者の方との契約ということで進めさせていただくので、もし亡くなつたのでないであれば、契約自体は土地所有者——名義人と交わしているということになります。

- 14番 (宮澤 秀一君)  
登記簿を変更しなければこのままで正解っていうことですか。そういう理解をすればいいですか。
- 主査 (高坂 貴和君)  
そうですね。  
契約自体は基本的に土地の所有名義人と交わします。ですので、経営者とは異なってくる場合があります。  
ただ、亡くなってしまっているっていう情報であると、亡くなった方とは契約自体ができないので問題になるんですが、経営移譲っていうことであって、土地の所有名義人の方が御健在だということであれば、この契約でよいかと思います。
- 14番 (宮澤秀一君)  
じゃ、そうすると、議案第1号で可決されたこととは関係ないと。議案第1号で農地法の第3条が可決されたので、その関係でお聞きしたんですが。
- 会長 (氣賀澤 道雄君)  
議案第1号は、今日承認されて、今日議決ということになります。  
それから、今出ている農地中間管理事業については、それ以前の情報でここに載っていますので、現在時点ではこのようになるという理解かと思います。
- 主査 (高坂 貴和君)  
3条の関係で経営者が変わるということなんですが、土地の名義まで変えるということではないですので、農地中間管理事業としましては土地の名義人との契約という形で進めさせていただく事業となっておりますので、これで問題はないです。
- 14番 (宮澤 秀一君)  
分かりました。
- 会長 (氣賀澤 道雄君)  
でも、贈与だから土地が移るわけですよね。そうなると名義が変わらっていう理解ですが、そこら辺は違うんですか。
- 主査 (高坂 貴和君)  
ただ、この場合は、タイムラグがあって、現時点ではこういう形になるという理解でよいですか。
- 主査 (高坂 貴和君)  
議案第1号の3条の関係は今日可決されたので、まだ、名義の変更自体、登記が変わっておりませんので、今回の契約自体は [ ] のほうで進めさせていただいて、貸し渡し人が変わるということにするとすれば、登記が変わった後で、また農地中間管理事業のほうで変更手続を行なうっていうことになりますので、現時点の土地所有名義人は [ ] ということで、こちらの内容でよいか

- 14番 と思います。
- (宮澤 秀一君)
- 分かりました。
- ちょっと心配だったのは、1月31日に公告をされるということなので、1月31日に公告するとなると今回可決されたものがどう影響していくのかを心配しただけですので、事務局のほうで問題ないとすれば、いいです。
- 会長 (氣賀澤 道雄君)
- 今、委員のほうからそういう心配があるっていうことですので、事務局のほうで関係機関のほうによくその旨を伝えておいていただければ問題ないと思いますので、お願いいいたします。
- 主査 (高坂 貴和君)
- 分かりました。
- 滞りないように長野県中間管理機構のほうには名義変更の時点で手続を進めていきたいと思います。よろしくお願ひします。
- ありがとうございます。
- 会長 (氣賀澤 道雄君)
- ほかに御意見等ございますか。
- [「なし」と呼ぶ者あり]
- 会長 (氣賀澤 道雄君)
- それでは、議案第4号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
- [「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 会長 (氣賀澤 道雄君)
- 御異議なしと認めます。よって、議案第4号 農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
- 退席されている委員の着席を求めます。
- [10番 塩木操君・18番 吉瀬久司君・21番 小原正隆君 入場・復席)
- 会長 (氣賀澤 道雄君)
- それでは、
- 議案第5号 農用地利用集積計画の策定について(売買)を議題といたします。
- 提案理由の説明を求めます。
- 次長 (山本 孝浩君)
- お願いします。
- それでは議案書の37ページをお開きください。

議案第5号 農用地利用集積計画の策定について（売買）を御説明し、御提案とさせていただきます。

まず農用地利用集積計画総括表を御覧ください。

公告年月日は令和7年1月31日を予定しているところです。

売買の面積につきましては田んぼ 5,942 m<sup>2</sup>。

売手が2、買手は長野県農業開発公社のために1となっております。

続きまして38ページの所有権移転一覧表を御覧ください。

1件目でございますが、[REDACTED]が長野県農業開発公社に売り渡すという内容となっております。

対象となる農用地の面積は5,697 m<sup>2</sup>、売買の価格につきましては81万1,000円となっております。

こちらの位置図でございますが、隣の39ページの左側の図を御覧いただきたいと思います。

場所につきましては、東伊那区、[REDACTED]の南側に位置する農地です。  
38ページにお戻りください。

2件目でございますが、こちらも同様に[REDACTED]が長野県農業開発公社に売り渡す内容となっております。

農用地の面積につきましては245 m<sup>2</sup>、売買価格につきましては10万円となっております。

こちらの位置図につきましては隣の39ページ右側の図を御覧ください。

場所は、北割2区、[REDACTED]の南側に位置しております。

こちらは、隣接の筆を含めて、見た目は1枚の田んぼになっているところです。

この2件の売買につきましては、所有権の移転時期、対価の支払い時期、引渡しの時期、全て令和7年2月20日となっております。

今後の農地の買取り予定者につきましては、38ページ、表の左下に記載しておりますので、御確認をお願いいたします。

以上2件につきまして御審議をお願いいたします。

会長 (氣賀澤 道雄君)

ただいまの説明に委員の皆さんのお立場から補足説明があればお願ひします。——ないようですので、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会長 (氣賀澤 道雄君)

議案第5号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 会長 (氣賀澤 道雄君)  
御異議なしと認めます。よって、議案第5号 農用地利用集積計画の策定について(売買)は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
- 次に報告事項 農地法第2条第1項の規定による「農地」に該当するか否かの判断について(変更分)を報告願います。
- 説明を求めます。
- 主任 (竹村 直人君)  
それでは議案書40ページをお開きください。
- 農地法第2条第1項の規定による「農地」に該当するか否かの判断について(変更分)の報告をさせていただきます。
- 令和6年12月27日の農業委員会総会において農地に該当するか否かの判断、いわゆる非農地の判断をいただいた農地の中で、所有者より、現在、保全管理をしており、今後もその管理を継続する等の申出のあった筆につきましては、引き続き農地台帳において管理することとなりますので、御報告させていただきます。
- こちらに記載されている19筆の「現地の状況」欄の記載につきましては農地一斉パトロール時点のものになりますが、所有者から今後も農地として管理していくという申出がございましたので、引き続き農地台帳において管理していくことになります。
- 以上、御報告になります。
- 会長 (氣賀澤 道雄君)  
簡単に言うと、この表の「現地の状況」というところに原野とか山林とか書いてありますが、これは、現地はこうだけれども農地として台帳上は管理していくという理解でいいんですか。
- 主任 (竹村 直人君)  
はい。農地一斉パトロール時点での現地の状況ということで記載させていただいておりますが、今後は保全管理等をしていかれるということの申出になります。
- 会長 (氣賀澤 道雄君)  
そうなった場合、今年の農地一斉パトロールでは、またここを見るんですか。
- 主任 (竹村 直人君)  
こちらについては、管理をされているかどうかという視点で再度確認をする必要があるかなとは思います。
- 会長 (氣賀澤 道雄君)  
そういうことであります。
- ほかに御意見ありましたらお願いします。

- 3 番 (木下 亜紀君)  
この場で地番を見ても、それがどこなのかということは、実は、私は自分のところがぱつとは思い浮かばないんです。それで、今後は何かちょっと視覚的に分かるものを添付書類として御用意いただくことってできますか。
- 会長 (氣賀澤 道雄君)  
事務局、どうですか。
- 主任 (竹村 直人君)  
申出のあった筆については、そういう形で御報告できるように、今後は御準備させていただくようにいたします。
- 会長 (氣賀澤 道雄君)  
それじゃお願いいいたします。  
ほかにありますか。——ないようですので、それでは、報告事項については説明のとおり御承知いただきますようお願いします。  
以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。  
これにて令和7年第1回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会いたします。  
どうもお疲れさまでした。
- 閉会 午後3時53分